



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 高島 浩
(兵庫県弁護士会所属)



第90回 仕様の確定・変更時の落とし穴

1 現在、「かぼちゃの馬車」を巡って耳目を集めているスルガ銀行ですが、法曹関係者の間で「スルガ銀行事件」といえば、別の有名な事件を指します。

スルガ銀行が日本IBMに対して基幹システム開発を委託したところ、プロジェクトが頓挫したためスルガ銀行が日本IBMに対して損害賠償を求めた事件において、裁判所は日本IBMに対して41億円余りの損害賠償を命じました。

通常、システム開発の専門家であるベンダーは、発注者であるユーザーよりも高度の専門知識を有しているため、このような情報格差に照らし、ベンダーはユーザーと合意した仕様に従って開発を進めるだけでなく、ユーザーのシステム開発への関わりについても適切に管理して働きかける「プロジェクトマネジメント義務」を負うとされています。

他方でベンダーは、ユーザーの業務内容について精通しているわけではありません。このためユーザーも、どのような機能を要望するのかを明確にベンダーに伝え、その機能について検討したうえで最終的に決定する「協力義務」を負っています。

スルガ銀行事件では、プロジェクトが頓挫した原因は、専ら日本IBMの義務違反にあったと認定されたのです。

2 スルガ銀行事件とは異なり、プロジェクトが頓挫した原因が専らユーザー側にあったと認定された事件もあります。

旭川医大がNTT東日本に対して病院情報管理システム開発を委託したものの、同開発が遅延したため旭川医大が契約を解除した事

件において、裁判所は、プロジェクトが頓挫した原因は、仕様確定後も大量の追加要望を出し続けた旭川医大にあると判断し、旭川医大に対して約15億円の支払いを命じました。

旭川医大の行為が、協力義務違反にあると判断されたのです。

3 これらの事件はシステム開発を巡るトラブルですが、その他の請負契約に対しても重要な示唆を与えています。

注文者がある装置の製作を請負人に発注したものの、納品された装置が期待した通りの性能を発揮しなかった場合、注文者は請負人に対して請負代金の支払いを拒絶し、不具合の補修や再製作を求めたいと考えられるでしょう。しかし、注文書と請書を取り交わすだけで仕様書を取り交わしていない場合や、仕様書は取り交わしているものの詳細な性能が特定されていない場合、注文者の請負人に対する請求は認められない可能性が高くなります。

また、仕様を変更した際も、つい「話せば分かる」と考えて契約手続を省略してしまいがちですが、これが後日のトラブルを招いてしまいます。この場合、納期変更や請負代金の増減について変更契約書を取り交わすか、双方責任者が署名した詳細な議事録を作成しておくべきです（契約の重要性や金額にもよりますが、少なくとも確認メールは取り交わしておくべきでしょう）。

4 日本IBMとのトラブルで基幹システムの開発に時間がかかったスルガ銀行。今度のかぼちゃの馬車事件では、内部統制システムの構築に時間がかかりそうです。